

「軽費老人ホーム筑紫の里」重要事項説明書

当施設は認可を受けています。

(社会福祉法人 和幸福社会 厚生省社 第 896 号)

(R6.8 改訂)

当事業所はご契約者に対して軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準によりサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、60才以上の健康で自分の身の回りのことが出来る方や家庭の事情で家族と同居ができない方などがご利用できます。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 入居中の医療の提供について	4
7. 苦情の受付について	5
8. 事故発生の防止及び発生時の対応	5

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 和幸福社会
- (2) 法人所在地 福岡県筑紫野市大字筑紫38番地
- (3) 電話番号 092-926-2558
- (4) 代表者氏名 理事長 大石 和彦
- (5) 設立年月 昭和58年12月27日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム
昭和59年 5月1日開園
- (2) 施設の目的 当施設は、低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、家庭による援助を受けることが困難な方が入居され、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助等により利用者が安心して生き生きと明るく生活できるように致します。
- (3) 施設の名称 軽費老人ホーム筑紫の里
- (4) 施設の所在地 福岡県筑紫野市大字筑紫38
- (5) 電話番号 092-926-2558
- (6) 施設長(管理者) 氏名 大石 和彦
- (7) 当施設の運営方針 老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の処遇に万全を期し、利用者が健康で明るい生活を送ることができるよう運営に努めます。
- (8) 開設年月 昭和59年 5月1日
- (9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。入居される居室は原則として個室ですが、施設運営上でご契約者の心身の状況により、居室の移動をする場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	50室	
合計	50室	
食堂	1室	
医務室	1室	[主な設置機器]マッサージ機等
浴室	1室	一般浴

※この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

乾燥機、共用ガスコンロ

4. 職員の配置状況

当施設では、職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤
1. 施設長	1名	
2. 嘱託医		1名
3. 生活相談員	1名	
4. 事務員	1名	2名
5. 看護師	1名	1名
6. 介護職員	4名	
7. 栄養士	1名	
8. 調理員	委託	委託

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 全職員	日 勤： 9：00～17：30 早 出： 7：00～15：30(介護職員) 遅 出： 9：30～18：00(介護職員) 休憩①： 12：30～13：30 休憩②： 11：30～12：30 (早出職員) 土曜日： 9：00～12：30 (日直者以外)

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料について

①月料金・・・本人の年間収入に応じた利用料を納めていただきます。(67,100円～)

※1 ご夫婦の場合は、収入の合計を2で割った額が一人当たりの収入となります。

※2 同月内に外泊等の期間が連続10日以上不在となる場合は返金の対象となります。

②電気代・・・1K=22円で20キロまで施設負担

③電話代・・・受信のみ=330円 / 受発信=840円(使用料は別)

④暖房費・・・2,150円(11月から3月まで)

⑤支払方法等

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

※月途中での入居の場合、生活費（57,100円）を利用日数に応じて計算した金額でのご請求となります。

月途中の退居の場合は、一旦1か月分ご請求し、利用日数に応じて翌月にご返金致します。また、退去後、荷物の運びだし等で居室の明け渡しまでに掛った日数に応じて、1日につき938円の居室使用料が発生いたします。

$$\text{居室使用料} = \text{生活費} (57,100 \text{円}) \div 2 \times 12 (\text{ヵ月}) \div 365 (\text{日}) \approx 938 \text{円}$$

(支払方法)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

福岡銀行筑紫支店 普通預金 47694 軽費老人ホーム筑紫の里 施設長 大石和彦

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし(福岡銀行 筑紫支店 上記口座)

(2) 居室について

- ① 6畳の部屋にトイレ、洗面台、靴箱、押入れ、電話を備え付けています。
- ② 暖房設備はありますが、冷房が必要であればご本人で設置していただきます。
- ③ その他の物は、各個人でご準備願います。ただし、石油ストーブ等火気類は、火災防止のため持込が出来ません。

(3) 食事について

- ① 三食とも食堂にて召し上がって頂きます。食事を断られる場合は、届けを出して下さい。
- 食事時間 (朝 食 8:00 / 昼 食 12:00 / 夕 食 17:30)

(4) 入浴について

- ① 二階の浴室をご利用いただきます。(男女別で入れ替えなし)
- ② 入浴時間 毎日 11:00 ~ 18:00 (水抜きのため月4回程度休み)
※ただし、13:30 ~ 15:00は、ヘルパーでの入浴のみです。

(5) 洗濯について

- ① 各階に2台備え付けている洗濯機を共同で使用できます。
- ② 利用時間は、7:00 ~ 19:00までです。
- ③ 乾燥機(60分50円)も洗濯と同時間帯に利用できます。

(6) その他

- ① 外出・外泊は届出を出して頂ければご自由に出来ます。
- ② サークル等がありますのでよろしければ参加して下さい。
- ③ 入居一時金は、ありません。
- ④ 3ヶ月程の入院は可能ですが、長期入院・身の回りのことが困難等になられた場合には、お引き受け出来なくなることがあります。その時点でご相談下さい。

6.入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	西本内科医院
所在地	筑紫野市原田6-8-1
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	濱坂歯科医院
所在地	筑紫野市大字筑紫810-4
診療科	歯科

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 宮川 泰一
[職名] 生活相談員
- 受付時間 随時
- 苦情解決責任者 大石 和彦

なお、第三者委員は次の2名で、直接ご相談できます。

- 赤司 泰一(和幸福社会 評議員) 電話(090)1195-4287
- 砥綿 優子(華道講師) 電話(092)926-1835

(2) 行政機関その他苦情受付機関

筑紫野市高齢者支援課	所在地 筑紫野市石崎1丁目1番1号
	電話番号 092-923-1111
	受付時間 8:45~17:00
福岡県社会福祉協議会	所在地 春日市原町3丁目1番7(クローバープラザ内)
	電話番号 092-584-3377
	受付時間 9:00~17:00

8. 事故発生の防止及び発生時の対応

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (2) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な処置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。

3. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑤ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 26・27 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から入居契約を解約することができます。その場合には、

30 日の予告期間をもって、退里届出書をご提出ください。※提出日の翌日が 1 日目となります。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 28 条参照）

以下の事項に該当する場合には、**本契約を解除**させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（精神的暴力又はセクシャルハラスメントを含む）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。